

### 高額医療・高額介護合算制度

この制度では、次の対象の方の申請によって支給されます。

#### 対象

次の要件をいずれも満たす方

①世帯内の同一の医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療、社会保険など）の加入者で、1年間（毎年8月1日～7月31日）に医療保険と介護保険の両方に自己負担を支払っている方

### 高額医療・高額介護合算制度

負担区分	後期高齢者医療制度加入者	国民健康保険や社会保険加入者	
		70歳～74歳	70歳未満
現役並み所得者（上位所得者）	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円	

#### ②①の自己負担金額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）の合計が表の負担区分ごとの自己負担限度額を超えている方

#### 後期高齢者医療制度へ加入の方

支給対象となる方には、毎年12月ごろ愛知県後期高齢者医療広域連合から、申請についての「お知らせ」が届きますので、申請してください。

なお、計算期間中に他市町村から住所を移した方や、他の医療保険から後期高齢者医療制度に移った方などには「お知らせ」は発送されません。支給対象要件をご確認のうえ、該当する場合は申請してください。 ※詳しくはお問い合わせください。

#### ▼保険年金課

☎ 23局3514 FAX 23局0180

#### もうお済ですか？特定健診・後期高齢者健診は12月末まで

年に1度は健診を受けて自分の身体をチェックしてみましょう。

▼期間 12月31日（火）までの診療時間内 ▼場所 市内指定医療機関 ▼持ち物 受診券（6月に郵送済）、保険証 ▼費用 自己負担分は無料 ▼その他 受診券を紛失された場合は、再発行（12月13日 金）まで）しますので、お問い合わせください。

#### ▼保険年金課

☎ 23局2149（特定健診）

☎ 23局3514（後期高齢者健診）

#### 製造事業所の皆さんへ「工業統計調査」にご協力を

平成25年工業統計調査（12月31日現在）を行います。12月から平成26年1月にかけて調査員がお伺いします。

内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

#### ▼総務課

☎ 23局3506 FAX 23局0180

#### ペットは正しく飼いまじゅうび

#### ・犬の放し飼いはやめよう

放し飼いの犬が、子どもなどを追いかけてケガをさせたり、犬自身が交通事故に遭ったりすることがあります。きちんと鎖などをつないで飼いましょう。



また、犬の首輪には必ず鑑札を付けてください。鑑札が付いていないと、野良犬と同じ扱いとなります。フンの後始末をしっかりとしよう

散歩中の犬のフンは、道路や公園に放置せず、必ず責任をもって処理しましょう。処理後のビニール袋の投棄も絶対にやめましょう。

#### 犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼い犬は、市町村での登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回です。

#### ▼環境衛生課

☎ 23局3541 FAX 23局0180

#### 豊橋田原 産直・農業体験 スタンプラリー

スタンプを集めて応募すると、抽選で賞品が当たります。

▼期間 12月21日（土）～平成26年3月2日（日） ▼参加料 無料 ▼応募方法 田原市役所、各ラリースポット（あぐりパーク食彩村、サンテパルクたはら、JA豊橋・JA愛知みなみの販売店など）にある応募用紙にスタンプを集め、必要事項を記入のうえ郵送／平成26年3月6日（木）必着 ▼賞品 地元産農産物、商品券、ペア食事券など

▼豊橋田原広域農業推進会議事務局（〒440-8501 住所不要） ☎（0532）51局2464

豊橋市農業企画課内 ☎（0532）51局2464